

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第1章 給水装置の概念</p> <p>第3 標準的な給水装置の例</p> <p>※取出し替えの場合、既存給水管（本管分岐以降）は撤去すること。</p> <p>1 配水管から給水管をサドル分水栓により分岐し、施工する場合 （※P11の表3-1 注2を参照）</p> <p>2 配水管から給水管を不断水工法（弁付割T字管）により分岐し、施工する場合（※P11の表3-1 注3を参照）</p> <p>※穿孔作業については、専門業者に依頼すること。（専門業者：大成機工（株）、コスモ工機（株）、（株）水研 等）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>第1章 給水装置の概念</p> <p>第3 標準的な給水装置の例</p> <p>1 口径200mm以下の配水管から口径50mm以下の給水管をサドル分水栓より分岐し、施工する場合</p> <p>2 口径250mm以上の配水管から口径50mm以上の給水管を不断水工法により分岐し、施工する場合</p> <p>(1) 本管口径300mm以上は、断水による他区域への影響範囲が大きくなることが予想されるため、不断水分岐とする。</p> <p>(2) 分岐する給水口径が75mm以上の場合、サドル分水栓がないため、不断水分岐とする。</p>	<p>新設（P2）</p> <p>変更（P2）</p> <p>変更（P3）</p> <p>削除(P3)</p> <p>削除(P3)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第2章 手続き</p> <p>給水装置工事申込フロー</p> <p>第3章 設計</p> <p>第2 給水方式の決定</p> <p>1 直結式</p> <p>※3階または2階屋上への直結給水は第3章の第6 (P13) を参照</p> <p>2 受水槽式</p> <p>(※4階以上とする。3階へ直結給水する場合は確約書を申請時提出すること。)</p> <p>4 直結増圧式</p> <p>給水管に直結したブースターポンプにより加圧して給水する方式であるが、本市においては採用していない給水方式である。</p> <p>第4 分岐</p> <p>6 表3-1 配水管からの分岐方法及び分岐口径</p> <p>注4 ●印の分岐については、50mmで不断水工法により分岐し、各取付管口径(30mm、40mm)におとすこと。</p> <p>注5 40mm(配水管)×25mm(取付管)は協議すること。(サドル付分水栓の使用を認める場合がある。)</p>	<p>第2章 手続き</p> <p>給水装置工事申込フロー</p> <p>第3章 設計</p> <p>第2 給水方式の決定</p> <p>1 直結式</p> <p>2 受水槽式</p> <p>4 無し</p> <p>第4 分岐</p> <p>6 表3-1 配水管からの分岐方法及び分岐口径</p>	<p>変更 (P5)</p> <p>新設(P8)</p> <p>新設(P8)</p> <p>新設(P8)</p> <p>変更 P11</p> <p>新設(P11)</p> <p>新設(P11)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>1 4 水路等を横断する配管について ※事前に水路等の管理者と協議すること。</p> <p>第6 3階への直結給水 1 事前の協議 2 適用基準 3 協議の省略</p> <p>第7 計画使用水量の決定 2 受水槽式給水の計画使用水量 (3) 共同住宅における使用水量 注 計画1人1日当たりの使用水量は200ℓとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 工事施工</p> <p>第1 給水管の分岐 1 1 配水管からの分岐を行う場合は、水道課窓口の「取出工事立会受付簿」に記入し、予約をする。</p>	<p>1 4 水路等を横断する配管について</p> <p>第6 3階への直結給水 1 適用の基準 2 協議の省略 3 事前の協議</p> <p>第7 計画使用水量の決定 2 受水槽式給水の計画使用水量 (3) 共同住宅における使用水量 注 計画1人1日当たりの使用水量は340ℓとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 工事施工</p> <p>第1 給水管の分岐 1 1 配水管からの分岐を行う場合は、「第12章 各種様式」掲載の取出工事立会願書を提出する。</p>	<p>新設(P12)</p> <p>変更(順番の変更)</p> <p>変更 (P20)</p> <p>変更 (P46)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第6章 工事施工に伴う道路占用及び道路使用</p> <p>三島市道路占用工事等に伴う復旧基準（令和2年9月1日）</p> <p>第8章 工事検査</p> <p>第5 工事の手直し 三島市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成30年4月1日上下水管規程第8号）第14条第2項に基づき、手直しを指示された場合は、水道課が指定する期間内に改修し、再検査を受ける。</p> <p>第9章 受水槽以下の装置設置基準</p> <p>第1 受水槽以下の設備 受水槽以下の設備は、配水管からの水道水をいったん受水槽に入れ、これをポンプで高置水槽に揚水するか、又は圧力タンクなどで圧送した上、配管設備によって円滑に飲料水を供給する設備であり水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当するものではない。したがって、その維持管理については、使用者又は所有者が行い、</p>	<p>第6章 工事施工に伴う道路占用及び道路使用</p> <p>三島市道路占用工事等に伴う復旧基準（平成21年2月20日）</p> <p>第8章 工事検査</p> <p>第5 工事の手直し 三島市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月規則第24号）第15条第2項に基づき、手直しを指示された場合は、水道課が指定する期間内に改修し、再検査を受ける。</p> <p>第9章 受水槽以下の装置設置基準</p> <p>第1 受水槽以下の設備 受水槽以下の設備は、配水管からの水道水をいったん受水槽に入れ、これをポンプで高置水槽に揚水するか、又は圧力タンクなどで圧送した上、配管設備によって円滑に飲料水を供給する設備であり水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当するものではない。したがって、その維持管理については、使用者又は所有者が行い、</p>	<p>変更（P65）</p> <p>変更（P98）</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>水道課は維持管理の責任を負わない。</p> <p>受水槽以下の給水設備について、その設置・構造等に関しては、建築基準法に基づき必要な要件が定められている。(建築基準法施行令(昭和25年11月政令第338号)。第129条の2の4、第129条の2の4の2、)</p> <p>第4 受水槽の構造</p> <p>図9-9 受水槽などにおける排水口空間の例</p> <p>図9-10 受水槽に設置するオーバーフロー管及び通気のための設置</p> <p>第13 既設の受水槽式給水から直結給水に切り替える方法</p> <p>既設の受水槽式の給水設備から直結給水に切り替える場合の手順について、厚生労働省より平成17年に通知があり、本市においても当該通知を基準に切り替えの手順を次のとおりとする。</p> <p>1 本市における既設受水槽式給水から直結給水への申請手順</p> <p>(1) 既設配管を再使用する場合の材質</p> <p>申請をする指定給水工事事業者は、当該給水工事を担当する給水装置工事主任技術者とともに既設配管材料が申請を提出する時点での「給水装置の構造及び材質の基準」に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認すること。万が一、構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替えることとする。埋め込み等により確認が困難な場合は、市と協議し決定する。</p> <p>(2) 配管の耐圧試験</p> <p>耐圧試験は、受水槽以降に当該地へ引込まれた給水管を分</p>	<p>水道課は維持管理の責任を負わない。</p> <p>受水槽以下の給水設備について、その設置・構造等に関しては、建築基準法に基づき必要な要件が定められている。(建築基準法施行令(昭和25年11月政令第338号)。第129条の2の5)</p> <p>第4 受水槽の構造</p> <p>図9-9 受水槽などにおける排水口空間の例</p> <p>図9-10 受水槽に設置するオーバーフロー管及び通気のための設置</p> <p>第13 無し</p>	<p>変更 (P99)</p> <p>変更 (P104)</p> <p>変更 (P105)</p> <p>新設 (P110)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄														
<p>岐する配水管の静水圧力を測定し、これの3倍の水圧力(ただし、大水圧 1.75Mpa まで)を1分間加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。この耐圧試験はしゅん工検査時に実施するものとし、静水圧力はしゅん工検査直前に計測した値とする。</p> <p>(3) 水質試験</p> <p>直結給水への切替え前において、厚生労働大臣の登録を受けた者による水質試験を行い、水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認し、水質試験結果を申請時に提出すること。採水方法は、受水槽の貯水された水を当該建物の終末器具(受水槽から一番離れた給水栓)から吐水させ、毎分50の流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。試験項目は、以下を基本とし当該受水槽設置施設の規模などにより、その都度水道課と協議し決定する。</p> <p style="text-align: center;">基本試験項目</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">一般細菌</td> <td style="width: 50%;">蒸発残留物</td> </tr> <tr> <td>大腸菌類</td> <td>有機物(全有機炭素(TOC)の量)</td> </tr> <tr> <td>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</td> <td>Ph 値</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>味</td> </tr> <tr> <td>鉄及びその化合物</td> <td>臭気</td> </tr> <tr> <td>銅及びその化合物</td> <td>色度</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>濁度</td> </tr> </table>	一般細菌	蒸発残留物	大腸菌類	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	Ph 値	鉛及びその化合物	味	鉄及びその化合物	臭気	銅及びその化合物	色度	塩化物イオン	濁度		
一般細菌	蒸発残留物															
大腸菌類	有機物(全有機炭素(TOC)の量)															
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	Ph 値															
鉛及びその化合物	味															
鉄及びその化合物	臭気															
銅及びその化合物	色度															
塩化物イオン	濁度															

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第11章 関係法規</p> <p>1. 水道法 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332AC000000177 【厚生労働省ホームページ ホーム】⇒【政策について】⇒【分野別の政策一覧】⇒【健康・医療】⇒【健康】⇒【水道対策】⇒【関連情報】⇒【法令・通知等】⇒【水道法関連】⇒【水道法関連法規等】⇒【水道法】</p> <p>2. 水道法施行令 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332AC0000000336 【厚生労働省ホームページ ホーム】⇒【政策について】⇒【分野別の政策一覧】⇒【健康・医療】⇒【健康】⇒【水道対策】⇒【関連情報】⇒【法令・通知等】⇒【水道法関連】⇒【水道法関連法規等】⇒【水道法施行令】</p> <p>3. 水道法施行規則 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332M50000100045 【厚生労働省ホームページ ホーム】⇒【政策について】⇒【分野別の政策一覧】⇒【健康・医療】⇒【健康】⇒【水道対策】⇒【関連情報】⇒【法令・通知等】⇒【水道法関連】⇒【水道法関連法規等】⇒【厚生労働省令】⇒【水道法施行規則】</p>	<p style="text-align: center;">第11章 関係法規</p> <p>1. 水道法</p> <p>2. 水道法施行令</p> <p>3. 水道法施行規則</p>	<p>変更 (P117)</p> <p>変更 (P117)</p> <p>変更 (P117)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>4. 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の届出に関する省令</p> <p>https://elaws.e-gov.go.jp/document?law_unique_id=409M50000100060_20161001_0000000000000000</p> <p>【e-Gov ポータル】で入力し検索。</p>	<p>4. 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の届出に関する省令</p>	<p>変更 (P117)</p>
<p>5. 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令</p> <p>https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=409M50000100014</p> <p>【厚生労働省ホームページ ホーム】⇒【政策について】⇒【分野別の政策一覧】⇒【健康・医療】⇒【健康】⇒【水道対策】⇒【法令・通知等】⇒【水道法関連】⇒【水道法関連法規等】⇒【厚生労働省令】⇒【給水装置の構造及び材質の基準に関する省令】</p>	<p>5. 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (P112～)</p>	<p>変更 (P117)</p>
<p>6. 給水装置の構造及び材質の基準に係る試験</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616630.pdf</p> <p>【厚生労働省ホームページ ホーム】⇒【政策について】⇒【分野別の政策一覧】⇒【健康・医療】⇒【健康】⇒【水道対策】⇒【法令・通知等】⇒【水道法関連】⇒【水道法関連法規等】⇒【厚生労働省告示】⇒【給水装置の構造及び材質の基準に係る試験】</p>	<p>6. 給水装置の構造及び材質の基準に係る試験 (P124～)</p>	<p>変更 (P118)</p>
<p>7. 三島市水道事業給水条例</p> <p>https://krg307.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf</p> <p>【三島市役所ホームページ ホーム】⇒【市政情報】⇒【行財政 (条</p>	<p>7. 三島市水道事業給水条例 (P144～)</p>	<p>変更 (P118)</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>例と規則】⇒【三島市例規集検索システム】で「水道事業給水条例」で検索。</p> <p>8. 三島市水道事業給水条例施行規程 https://krg307.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf 【三島市役所ホームページ ホーム】⇒【市政情報】⇒【行財政（条例と規則）】⇒【三島市例規集検索システム】で「水道事業給水条例施行規程」で検索。</p> <p>9. 三島市水道事業指定給水装置工事事業者規程 https://krg307.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf 【三島市役所ホームページ ホーム】⇒【市政情報】⇒【行財政（条例と規則）】⇒【三島市例規集検索システム】で「三島市水道事業指定給水装置工事事業者規程」を入力し検索。</p> <p>10. 消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb3781&dataType=1&pageNo=1 【厚生労働省ホームページ ホーム】⇒【所管の法令等】⇒【所管の法令、告示・通達等】⇒【厚生労働省法令等データベースサービス】の【通知検索】で入力し検索。</p>	<p>8. 三島市水道事業給水条例施行規則（P156～）</p> <p>9. 三島市水道事業指定給水装置工事事業者規則（P179～）</p> <p>10. 消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について（P187～）</p>	<p>変更（P118）</p> <p>変更（P118）</p> <p>変更（P118）</p>

新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第12章 各種様式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事施工協議書 2. 承諾願い書 3. 承諾書 4. 既設メーター使用開始届 5. 特定施設水道直結型スプリンクラー設備設置条件承諾書 6. 寄付採納願 7. 水道使用者変更届出書 8. 給水装置所有者変更届出書 9. 3階直結式給水に係る誓約書 10. 集合住宅直結式給水に係る誓約書 	<p style="text-align: center;">第12章 各種様式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事施工協議書 2. 承諾願い書 3. 取出工事立会願い 4. 取出工事立会報告書 5. 承諾書 6. 既設メーター使用開始届 7. 特定施設水道直結型スプリンクラー設備設置条件承諾書 8. 寄付採納願 	<p style="text-align: center;">変更(P119) 変更(P119)</p>